

有田圏域自立支援協議会精神障害者部会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、有田圏域自立支援協議会設置要綱第5条の規定に基づき、組織化された精神障害者部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 精神障害があっても地域で安心して暮らせるように、有田圏域の現状を把握し、個別あるいは共通するニーズ及び課題について具体的な支援のあり方を検討していくことを目的とする。

(構 成)

第3条 部会は次号に定める委員をもって構成する。

- (1) 市町障害福祉および精神保健福祉担当職員
- (2) 市町相談支援事業委託事業所職員
- (3) 有田圏域基幹相談支援センターあねっと職員
- (4) 県相談支援体制整備事業アドバイザー
- (5) 指定一般相談支援事業所職員
- (6) 精神科医療機関職員
- (7) 保健所職員
- (8) 市町社会福祉協議会職員
- (9) 就労支援事業所職員
- (10) 指定特定相談支援事業所職員
- (11) 精神障害者家族会会員
- (12) 訪問看護事業所職員

2 その他の関係者の参加は、その内容に応じ招集することができる。

(部会の運営)

第4条 部会の運営は前条第1項第1号から第7号に定める委員によって構成される事務局が行なう。

2 部会の庶務は、前項の委員が所属する機関において処理する。

(事業内容)

第5条 部会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 知識の習得、資質・技術の向上、地域の関係機関のネットワーク構築等を目的とした研修会等の開催に関すること
- (2) 精神障害者地域移行・地域定着支援に関すること

- (3) 事例検討会、課題検討会に関すること
- (4) 地域の社会資源の開発、改善や新たに取り組むべき地域課題の協議に関すること
- (5) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議

(役 員)

第6条 部会に部会長1名、副部会長1名を置く。

2 部会長、副部会長は、委員の互選によって定める。

3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

4 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはこれを代理する。

(個人情報の保護について)

第7条 部会の関係者は、部会上知り得た個人情報について、他にもらしてはならない。また委員を退いた後においても同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営にかかる必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。